

日南町告示第22号

令和6年第3回日南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年5月7日

日南町長 中 村 英 明

記

招集年月日 令和6年5月10日

招 集 場 所 日南町役場庁舎 議場

付 議 事 件

1. 専決処分の承認を求めることについて（日南町地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正）
2. 専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例の一部改正）
3. 専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）
4. 財産の取得について（塵芥収集車2t車級購入）
5. 財産の取得について（除雪ドーザ8t級購入）
6. 財産の取得について（令和6年度 消防ポンプ自動車購入（CD-1型））
7. 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
8. 令和6年度日南町一般会計補正予算（第1号）
9. 日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○開会日に応招した議員

高 橋 洋 志君
荒 金 敏 江君
岩 崎 昭 男君
櫃 田 洋 一君
山 本 芳 昭君

荒 木 博君
岡 本 健 三君
大 西 保君
近 藤 仁 志君

○応招しなかった議員

な し

令和 6 年 第 3 回（臨時）日 南 町 議 会 会 議 録（第 1 日）

令和 6 年 5 月 10 日（金曜日）

議事日程（第 1 号）

令和 6 年 5 月 10 日 午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 52 号 専決処分の承認を求めることについて（日南町地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正）
- 日程第 4 議案第 53 号 専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例の一部改正）
- 日程第 5 議案第 54 号 専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第 6 議案第 55 号 財産の取得について（塵芥収集車 2 t 車級購入）
- 日程第 7 議案第 56 号 財産の取得について（除雪ドーザ 8 t 級購入）
- 日程第 8 議案第 57 号 財産の取得について（令和 6 年度 消防ポンプ自動車購入（C D－1 型））
- 日程第 9 議案第 58 号 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 59 号 令和 6 年度日南町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 60 号 日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 12 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 52 号 専決処分の承認を求めることについて（日南町地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正）
- 日程第 4 議案第 53 号 専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例の一部改正）
- 日程第 5 議案第 54 号 専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第 6 議案第 55 号 財産の取得について（塵芥収集車 2 t 車級購入）

- 日程第 7 議案第56号 財産の取得について（除雪ドーザ 8 t 級購入）
- 日程第 8 議案第57号 財産の取得について（令和 6 年度 消防ポンプ自動車購入（C D－1 型））
- 日程第 9 議案第58号 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第59号 令和 6 年度日南町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第11 議案第60号 日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議員派遣の件

出席議員（ 9 名）

2 番 高 橋 洋 志君	3 番 荒 木 博君
4 番 荒 金 敏 江君	5 番 岡 本 健 三君
6 番 岩 崎 昭 男君	7 番 大 西 保君
8 番 櫃 田 洋 一君	9 番 近 藤 仁 志君
10 番 山 本 芳 昭君	

欠席議員（なし）

欠 員（ 1 名）

事務局出席職員職氏名

局長 長 崎 み よ君 書記 倉 光 祐 希君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中 村 英 明君	副町長	角 井 学君
教育長	青 戸 晶 彦君	総務課長	實 延 太 郎君
地域づくり推進課長	浅 田 雅 史君	住民課長	島 山 亮 子君
環境エネルギー課長	宇 田 聖 子君	建設課長	渡 邊 輝 紀君
教育課長	三 上 浩 樹君		

午前 9 時 0 0 分開会

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。

ただいまの出席は 9 名です。定足数に達していますので、令和 6 年第 3 回日南町議会臨時会を開会します。

前回の第 2 回定例会最終日に行った議案第 5 1 号、教育長の選任につき同意を求めることについての投票結果の報告に誤りがあったことについて報告をいたします。

有効投票 6 票、無効投票 2 票。有効投票のうち、賛成 6 票、反対ゼロ票と報告をいたしましたが、正しくは有効投票 8 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成 6 票、反対 2 票となります。報告をいたします。

また、5 月 1 日よりクールビズを実施しておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

本日の議事日程は、タブレットの日程ファイルのとおりです。

タブレットの令和 6 年第 3 回臨時会フォルダーの報告書フォルダーから説明員の報告ファイルをお開きください。

地方自治法第 121 条の規定により、本臨時会に出席を求めた者は報告書のとおりです。

次に、例月出納検査ファイルをお開きください。

本町の監査委員から報告がありました令和 6 年 4 月 25 日付の地方自治法第 235 条の 2 の規定による例月出納検査の結果は、報告書のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山本 芳昭君） 日程第 1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、日南町議会会議規則第 125 条の規定により、議長において 7 番、大西保議員、8 番、檀田洋一議員の 2 名を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（山本 芳昭君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日に決定しました。

○議長（山本 芳昭君） ここで、執行部からの発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

日南町は今、春の花が満開で、赤、白、黄色などの色が家々の庭先や街路のほうで咲き誇っております。山々では芽が芽吹き若葉がきれいになり、人の気持ちに潤いを与えてくれております。

5 月の大型連休のほうが終わりましたけれども、好天や円安の中での旅行や行事の報道があり、コロナ禍前の動きになりましたという感じがでしょうか。

町内では、好天にも恵まれ農作業の田植のほうが進んでおります。春先が暖かかったということもありまして、苗の生育が早まり苦労しているっていう話題も聞こえておりますけれども、臨機応変な対応ができるのも今まで培った農家の皆さんの力ではないかと思っております。いずれにしても、町内の生産物が順調に生育してほしい１年と願っております。

ちょうど１年前は、コロナ感染症の５類への移行となった時期でもありました。コロナの感染のほうが全てなくなったというわけではありませんが、多くの国民はマスク着用なくコロナ禍前の生活に戻った感になりました。しかしながら、第九波、十波の流行もあっております。基本的な感染対策は状況に応じて行っていきたいと思います。

また、円安も重なりインバウンドの観光客が急増しており、コロナ禍で疲弊した観光業をはじめとした分野におけます好影響と継続につながることを期待をしております。

庁内におきまして、インバウンドについて勉強しながら活用を模索していきたいというふうに思っておるところでございます。

最後になりますが、本臨時会に専決処分が３件、財産の取得が３件、条例の一部改正が１件、補正予算１件、人事案件のほうですが１件上程をさせていただいております。御承認を賜りますようお願い申し上げて、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第３ 議案第５２号 から 日程第５ 議案第５４号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議案書ファイル２ページから。

日程第３、議案第５２号、専決処分の承認を求めることについて（日南町地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正）、日程第４、議案第５３号、専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例の一部改正）、日程第５、議案第５４号、専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）、以上、専決処分関係３議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第５２号、専決処分の承認を求めることについて（日南町地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正）についてでございます。

地方自治法第１７９条第１項の規定によりまして、日南町地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について専決処分を行いましたので、同法同条第３項の規定によりまして本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容ですが、奄美群島振興開発特別措置法第３８条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令、これが令和６

年 3 月 3 0 日に公布され、地域再生法第 1 7 条の 6 に規定します総務省令で定める場合の適用期限ですが、いわゆる対象の設備の取得期限というところが延長されたことに伴いまして所要の改正を行ったものでございます。

固定資産税の課税免除または不均一課税を行う対象認定事業者が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期間ですが、これを令和 6 年 3 月 3 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日に延長したという内容でございます。

施行期日につきましては公布の日ということで、令和 6 年 3 月 3 1 日でございます。該当の方はないというふうに推定しております。

続きまして、議案第 5 3 号、専決処分の承認を求めることについてということで、日南町税条例の一部改正でございます。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定によります日南町税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分を行いましたので、同法同条第 3 項の規定によりまして本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容でございますが、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律、これによりまして災害被災者に係ります個人住民税の特別措置、災害被害者等の減免理由によります該当する者に対する職権による個人の住民税及び固定資産税の減免を可能とする規定の追加、個人住民税の定額減税等が実施されることとなったため、所要の改正を行ったものでございます。

大きく 5 点の内容の説明をさせていただきます。

最初ですが、1 番目ですが、令和 6 年能登半島地震災害の被災者に係る個人住民税の特別措置ということで、能登半島地震の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和 5 年度中に生じたものとして令和 6 年度分の個人の住民税においてその損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができることとするという内容でございます。

2 つ目ですが、減免事由に該当する者に対する職権による減免を可能とする規定の追加でございます。

個人住民税、固定資産税の減免について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると町長が認める場合は職権による減免を可能とする規定を追加するという内容でございます。

これまでは減免を行うのに申請を必要としておりましたが、確実な根拠があり個別の納税義務者に生じた減免事由を把握している場合は、申請を待つことなく職権で減免を行うことが可能となるものでございます。

能登半島地震の影響で同種の申請が増加することが予想されるため、法の解釈としていわゆる地方税法の条文では地方団体の長は減免することができると規定されており申請を要件としていませんが、これまでの慣例として申請をさせていたということがあります。こういうことを明確にするため、規定の追加あるいは災害減免事務の効率化、納

税義務者の手続負担の軽減を目的としているものでございます。

3 番目ですが、個人住民税の定額減税の実施ということで、令和 6 年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養の家族 1 人につきまして 1 万円の減税を実施するものでございます。対象者ですが、給与ベースの収入でいきますと 2,000 万円以下、合計所得金額で申し上げると 1,805 万円以下の方が対象ということでありま
す。町内では現時点での該当者は 1,619 人と、あと扶養の方が 922 人ということで推定をしております。

4 つ目ですが、固定資産税の負担調整措置等の延長ということであります。負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を 3 年延長するという内容でございます。

5 つ目でございますが、新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直しの内容でございます。新築の認定長期優良住宅特例につきまして、一定の要件に該当すると認められる場合には減額措置の適用を受けることができることとする内容でございます。

施行期日は令和 6 年 4 月 1 日ということですが、第 56 条の改正の規定につきましては令和 7 年の 4 月 1 日でございます。

説明は終わります。

続きまして、議案第 54 号、専決処分の承認を求めることについてということで、日南町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、日南町の国民健康保険税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分を行いましたので、同法同条第 3 項の規定によりまして本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容でございますが、令和 6 年度の税制改正におきまして地方税法施行令の一部を改正する政令、これが令和 6 年 3 月 30 日に公布され、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別の平等割額の減額対象者の基準の変更、また後期高齢者の賦課限度額の引上げが行われることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

まず、国民健康保険税の被保険者の均等割額及び世帯別の平等割額の減額の対象者の基準ということで、所得の算定におきまして被保険者の数に乗すべき金額を引き上げたものでございます。

2 点ありまして、1 点は 5 割減額の対象の額でございますが、現行の 29 万円を 29 万 5,000 円、2 つ目が 2 割減額の対象であります 53 万 5,000 円を 54 万 5,000 円に引き上げるものでございます。

また、後期高齢者の賦課限度額の引上げの項目ですが、現在の 22 万円を 24 万円に引き上げるという内容でございます。

具体的に日南町の対象世帯でございますが、令和 6 年の 1 月 5 日現在のあくまでも試算ということで御承知いただきたいと思います。5 割減額につきましては対象世帯はないというふうに思っております。2 割減額の対象につきましては、対象世帯のほう

医療、支援、介護それぞれありますが、全体でいきますと10世帯を想定をしております。このため、税額のほうは減額ということであります。

後期高齢者の限度額の引上げに伴います対象のほうが、1世帯3人ということの想定をしております。

税額につきましては、限度額の対象外の世帯が増加することに伴いまして税収のほうは増ということで、19万円余りを想定をしております。

トータル的に申し上げますと、今回の全体でございますが、前年度と比較しますと13万5,000円ぐらいの税額の増加を見込んでおるところでございます。

施行期日ですが、令和6年4月1日ということで、令和6年度分の国民健康保険税のほうから適用するという内容でございます。

以上、概要の説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。質疑のときは、議案番号をお示しの上質疑願います。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第54号について質問します。

まず、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額対象者の基準の変更ということ、これは減税になるということでした。

一方で、後期高齢者賦課限度額の引上げ、これは確認ですけど1世帯3名の方が増税になるという。結果、税収の増額が13万5,000円になる。そういう理解でよろしいんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） お見込みのとおりでございます。5割減額の対象者は見込んでおりませんが、2割減額の対象者のほうが先ほど言いましたように税額で申し上げます5万5,000円余りがマイナスになりますが、後期高齢のほうを対象外世帯となりますので、そちらのほうで税額のほうが19万円余りがプラスになるということであります。総じて申し上げますと、前年度との比較ということになりますと13万5,000円余りが増収という形の数値になっております。

いずれにしても、先ほど申し上げましたけれども1月の5日現在の試算ということで、詳細につきましては今鋭意計算中でございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 税収増ということでそれは税収増になるということ、結局税負担が増えていらっしゃる方がおられるということで、人数はそんなに多くはないというのはあるんでしょうけれども、やっぱり住民の方の暮らしに影響があるというそういう議案になります。

こういったことを専決でしてしまうのはどうなのかというふうに思うんですけれども、これは専決せずに議会にかけるとはできなかったんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 先ほど説明しましたように、法律、地方税法施行令の改正等がありましたので、その基準に合わせたという形でありますので、逆に言えばそれが理由でございます。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 例えば少しその条例改正が遅れたとして、何か支障がある、あるいは法律上ペナルティーのようなものがあるということがあるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） ペナルティーという御質問でございますけれども、基本的には国の税制の改正に伴うものでございますので、それに準じた形の中で専決をさせていただいたということであります。

今後の内容につきましての適用は今後検討するかもしれませんが、基本的な形にはいわゆる町独自ってところの考え方っていうのはなかなか難しいのかなというふうには思っておりますが、昨年度いろいろ御議論いただいた内容もあろうかなというふうには思っておりますけれども、今回はその該当する世帯の対象外となったということは収入が増えたということがその要因でありますので、税額だけということではなくて、これも税額につきましてはある程度のやっぱり基準というところがありますので、その基準額を今回は見直しを国のほうがされたということでもありますので、そういったことが理由でありますので御了承いただければというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 収入の変化があったということで減額対象から外れたということは、そういうこともあるんだと思います。ただ、後期高齢者分ですね。後期高齢者賦課限度額分はこれは引上げが行われたということで、1 世帯が対象外だったものが、対象外だったというか結果的に 1 世帯の方が増税になっているという、そういうことではないですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 結果的にはそういうことでもあります。というふうに思っておりますので、一定のやっぱり基準額っていうところの中で税のほうの割当てがないようでありますので、世帯によっては毎年収入が増減するっていう話も当然ありますので、一定の基準の中で賦課をさせていただくという形になろうかというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 一定の基準、それはそうなんですけれども、それが今回変わったということで、やはりどんな影響があるかということはきっちりと議会にあらかじめ諮っていただきたかったというのが一つあります。

それと、やはり国の政令が改正されたからといって、自治体として条例をどうするかということはそこは選択の余地があるわけです。ペナルティーがあるのかどうかという

ことについてはきちんとした回答はいただけてませんけれども、そういう余地もあると思いますのでそこは検討の余地を、きっちりと検討していただきたいということなんですけれども、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 説明しましたように、国のほうの公布が3月の末というところがあります。そして本町のほうで住民の皆さんに税金の賦課をするという期間もありますので、そういったスケジュール感の中でありましたので専決をお願いをしたということとであります。

ペナルティーにつきましてという話はちょっと頭になかったっていうか、基本的には税の関係でありますので国に準ずるべきだというふうに思っておりますし、町独自の考え方というところはこれからできるかどうかというところはあろうかというふうに思っておりますが、基本的には国民全体の中の制度の中で動いているということで御理解いただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第3、議案第52号、専決処分の承認を求めることについて（日南町地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第52号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第53号、専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例の一部改正）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第53号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第54号、専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保

険税条例の一部改正)の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5 番、岡本健三議員。

○議員(5 番 岡本 健三君) 議案第 5 4 号、専決処分の承認を求めることについて(日南町国民健康保険税条例の一部改正)に反対の立場で討論をいたします。

今、国の政令の改正に合わせたものであるということで3月末が改正ということでしたけれども、事前にそういった情報を得ることも可能ではないかと思えますし、やはりこういった住民の方の暮らしに関わることについては、まず専決処分をすることの是非ということを考えていただきたいと思います。

それともう1点は、やはり非常に物価高騰など暮らしが厳しい中で、少ない方とはいえ増税になる可能性がある方があるという見込みで専決処分で簡単に増税しますというのはちょっと承諾できないというところがありますので反対いたします。

○議長(山本 芳昭君) 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9 番、近藤仁志議員。

○議員(9 番 近藤 仁志君) この国の方針が決まったのが3月30日ということであって、大変町のほうの準備等図る上において専決することはやむを得ないと思います。町民のためにもこれは専決をして、早い時期の間に準備をして町民に返すというのは基本的な考え方として、事務としては間違っていない手法と思いますので、私は賛成いたします。

○議長(山本 芳昭君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本 芳昭君) 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 5 4 号は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山本 芳昭君) 起立 6 名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第 6 議案第 5 5 号 から 日程第 8 議案第 5 7 号

○議長(山本 芳昭君) タブレット 3 0 から 3 6 ページ。

日程第 6、議案第 5 5 号、財産の取得について(塵芥収集車 2 t 車級購入)、日程第 7、議案第 5 6 号、財産の取得について(除雪ドーザ 8 t 級購入)、日程第 8、議案第 5 7 号、財産の取得について(令和 6 年度 消防ポンプ自動車購入(CD-1 型))、以上、財産の取得関係 3 議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 55 号、財産の取得について（塵芥収集車 2 t 車級購入）でございます。

次のとおり財産を取得することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定によりまして本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、物品ということで塵芥収集車 2 トン車級 1 台でございます。契約の相手方ですが、鳥取県米子市淀江町佐陀 672 の 18、いすゞ自動車中国四国株式会社岡山・鳥取支社米子支店、支店長、川原勝史でございます。取得予定の価格ですが、99 万 6,000 円でございます。消費税及び地方消費税の込みの金額でございます。納期のほうが令和 6 年 7 月 31 日を想定をしております。

続きまして、議案第 56 号、財産の取得について（除雪ドーザー 8 t 級購入）でございます。

次のとおり財産を取得することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定によりまして本議会の議決を求めるものでございます。

取得財産の内容ですが、物品ということで除雪ドーザー 8 トン級 1 台でございます。契約の相手方ですが、鳥取県米子市流通町 158 番地 10、コマツ山陰株式会社米子支店、支店長、川上伸一でございます。取得予定価格ですが、1,595 万円ちょうどです。消費税及び地方消費税込みの金額でございます。納期のほうは、令和 6 年 11 月 30 日まででございます。

続きまして、議案第 57 号、財産の取得について（令和 6 年度 消防ポンプ自動車購入（CD-1 型））でございます。

次のとおり財産を取得することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

取得財産の内容ですが、物品ということで消防ポンプ自動車（CD-1 型）の 1 台でございます。契約の相手方ですが、鳥取県倉吉市越中町 1740 番地 8、有限会社岩谷ポンプ、代表取締役、福田和章でございます。取得の予定価格ですが、2,893 万円ちょうどでございます。消費税及び地方消費税込みの金額でございます。納期のほうは、令和 7 年 3 月 28 日までとしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。質疑のときは、議案番号をお示しの上質疑願います。

7 番、大西保議員。

○議員（7 番 大西 保君） 議案 57 号の消防ポンプの購入なんですが、予算審査のほうでも聞きましたけども、一応確認の意味で質疑いたします。2 点いたします。

まず、納期が来年の 3 月 28 日というお話でしたが、現在福栄の分団は今年の 12 月となっておりますが、この来年 3 月 28 日に納期をいけるんでしょうか、その確認です、まず 1 点目は。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 御質問の納期でございます。

落札後、先ほど説明いたしました事業者の確認を取りましたところ何とか見込めるであろうということは確認しておりますが、ただ時期についてはお約束できないということとございました。

一方、昨年購入しました事業者とは異なる事業者でございました。いろいろと業者の中で流通経路が違うようでございます。ちなみに、昨年のものにつきましては年内導入を予定しているところでございます。以上でございます。

○議長（山本 芳昭君） 7 番、大西保議員。

○議員（7 番 大西 保君） もう 1 点お願いします。

予算審査でも聞いたんですが、日野上分団のほうに入る今度の機庫、車庫ですね。私もそれ心配しておってどうなんですかと聞きますと十分入るからこのままだということですが、その確認ですが、当然来年の 3 月に入りますが、機庫は要するに今の現在のままということではよろしいのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 改めて業者とも確認をさせていただきました。現在の機庫で納まるという確認は行っておりますが、実際その辺りも納入の途中の段階でも都度確認しながら努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本 芳昭君） 7 番、大西保議員。

○議員（7 番 大西 保君） 実際私がどうのこうのじゃなしに、消防の分団員さんが非常時にすぐ出る、それからそのとき乗ってきた車を置かなきゃいけない等々ありまして、要するに移動、その場所だということではいいんですね。その確認です。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 議員お見込みのとおりでございます。

○議長（山本 芳昭君） 8 番、櫃田洋一議員。

○議員（8 番 櫃田 洋一君） 議案第 57 号ですが、この消防ポンプ車 C D－1 型というのの購入されるということなんですが、町内には幾つかのタイプの車両がありますけれども、この C D－1 型を検討、それは使用されてる方あるいはメーカーのお勧め等々あると思うんですが、これに決定されるに当たって検討はされたのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 現在、参考資料としてお示しさせていただいております多里分団で使用しているものでございます。それから、福栄も同様の型を購入予定でございます。

今、議員御指摘いただきました、現在この C D－1 型を主流としてということで、いろいろと御意見、いろいろ検討材料はございますが、これでいくということで今申し合わせて購入を決定させていただいた経過でございます。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第 6、議案第 55 号、財産の取得について（塵芥収集車 2 t 車級購入）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 55 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 56 号、財産の取得について（除雪ドーザ 8 t 級購入）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 56 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 57 号、財産の取得について（令和 6 年度 消防ポンプ自動車購入（CD-1 型））の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 57 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 58 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 37 ページ。

日程第 9、議案第 58 号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 58 号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。次のとおり日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、特別職の職員の給与に関する法律及び 2025 年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律によりまして、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

また、鳥取県西部地区の特別職報酬等審議会の答申等を踏まえ、日南町特別職の給料月額を引き上げるものでございます。

具体的な内容ですが、1 点目が日南町特別職の期末手当の支給率でございます。100 分の 165 から 100 分の 170 に改定するものでございます。年間で申し上げますと、0.1 月分の引上げでございます。

2 点目ですが、町長の給与月額を 81 万円から 81 万 4,000 円、副町長の給与月額を 65 万円から 65 万 1,000 円、教育長の給与月額を 58 万 8,000 円から 61 万 1,000 円に引き上げるものでございます。

施行期日ですが、公布の日から施行し、令和 6 年 5 月 1 日から適用という内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

9 番、近藤仁志議員。

○議員（9 番 近藤 仁志君） この給与の改定ということではありますが、この内容について町長、副町長、教育長によって上がる率というのがおのおの違うわけですが、これはこういった根拠をもってこういう数字を算定されてこのたび上程されたのかお伺いします。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、鳥取県西部地区の特別職の報酬の審議会ってところで審議をいただいて答申をいただいた内容に準ずる内容でございます。

引上げ額の差があるっていうのは、昨今の国の給料っていうか町の給料も準じておりますけど、そういうところの中で給料が低い、あるいは若い人の世代のアップ率が昨今が引上げ額もそうですし引上げ率、そっちのほうが大きくなってる傾向がありますので、そういったことを鑑みながら差額というふうに御理解いただければというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 9 番、近藤仁志議員。

○議員（9 番 近藤 仁志君） ということは、鳥取県西部の報酬審議会のほうで示された数字に準じたものという説明でありましたが、鳥取県西部の一円とすればこの金額に一応俗に言う三役ですか、統一されるということの認識でよろしいですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） そのようにというふうに私も思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 報酬の引上げということで、確かに審議会の答申があったということは私も説明を受けました。

ただ、やはり3月定例会でもいろいろと議論をしたわけですが、実質年金が下がっているわけですね。その中で後期高齢者医療保険料が増額、それと国民健康保険料も所得の高い方については一部増額されているということで、もちろん国の政治が悪いと言ってしまうまでもないですけども、やはり地方自治法にも住民福祉の増進を基本とするということにある。つまり地方自治というのは住民の暮らしを守る防波堤であるという、そういう認識で私はおります。その中で、きちんと町長は役割を果たした上で増額というのは理解は得られると思うんですけども、今申し上げたような住民の方の負担を増やすというような状況がある中で、町長はきちんとそういった暮らしを守る防波堤というそういう役割を果たされているというそういう御認識なんではないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） その目的のために、私どももそうですし皆さん方もそうだといいように認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） いや、目的はもちろん同じ目的になってるとはそういうふうに願っておりますけれども、ただ実際にやはり住民の方に負担増を求めている。それで先日の全員協議会では、今後水道料金も上げなきゃいけないんじゃないかというようなさらに負担増を求めるようなこともお話も出ておまして、その中で特別職の、議員もそうなんですけども、議員についても私は反対しましたけれども結局上がってしまいましたが、こういった議員だとか特別職が上げるということについてどう思われるかということをお聞きしたいんですけども。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 昨今の報道等も含めてですけども、実質賃金がというような話も多々あってありますし、国全体も賃上げをしていきたいと思いますという動きというところが御承知のとおりだというふうに思っております。

また、今回の特別職につきましても職員と違って毎年というわけではなくて、皆さん方もそうですけれども特に町長の部門で仮に申し上げますと9年間は変化しておりませんという実態もありますので、全体的なトータルの中でのやっぱり引上げというのは必要だというふうに私は思っておりますので、上程をさせていただいたということでありますので御理解を賜ればというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 確かに実質賃金は上がっているという現状はありますけれども、それでもやっぱり働いてない方、年金は実質下がってるわけです。物価上昇に

年金の上昇率が追いついてないわけですよね。特に日南町、御高齢の方が多いい中、年金を頼りに暮らしておられるという方も多いい中で、今上げる必要があるのか。職員の方はいいですよ。職員の方はやっぱり上げていただければ経済効果というものもありますし、民間の会社に対する手本を示すというような意味合いもあると思います。ただ、特別職の方も今上げる必要はあるのかどうか。もう少しきちんと役割を果たした上で上げてほしいと思うんですけども、どう思われますか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 住民の皆さんへの果たしてるかっていう御質問でございますが、基本的には十分ではないかもしれませんが果たしているというふうに認識しておりますし、また先ほど申し上げましたように西部のほうでの審議会を通した中での、審議をしていただいた中での結果ということでもありますので、個人ということはもちろんありますけれども、西部全体の中での認識というふうに御理解をいただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第9、議案第58号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 先ほど来質疑でも申し上げましたけれども、やはり特に年金に頼っておられる方、非常に物価高騰の中で年金増額が十分でないということで大変な状況にあります。その中で、保険料も後期高齢者保険料上がる。国民年金も一部上がる。今後、場合によっては水道料金も上がるかもしれないというようなことがあって、私はちょっと地方自治体として住民の方の暮らしのために十分な役割を町が果たしているかどうかということについては疑問を持たざるを得ないと思っております。この中で、特別職の方の給与を上げることにについては私は反対いたします。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 先ほど反対者のほうから御意見がありましたけれども、三役は責任を果たしているかというお話でありました。

確かに仕事というのは評価するもの、それがあってその結果というものと私は思っております。私ども議員も含めながら、執行部、町職員の皆さんを含めてしっかり仕事を取り組んでいらっしゃると私は思っております。

そういう中におきまして、報酬の引上げにつきましてはさきの3月定例会におきまして職員の事務的な問題等ありまして、一度出されました議案を撤回されたという経過もございます。そういう中におきまして、今回改めて議案として出されました。この根拠となるもの、やはり鳥取県西部の報酬等審議会という中におきまして県内の経済状況等

を踏まえながらこの金額というのは出されていると思っております。前回、議員の報酬もそのような形で可決したわけでございます。物価が上がる、やはり賃金も上がっていかねばならないという中におきながら、特に年金の問題等もありますけれども、若干でも上がったということもあります、やはりそこは若い方々、それから高齢者の方々、年金を受給される方々、そういう方々のやはり全てが本来的には上がっていくということが必要だと思いますけれども、マイナスの足を引っ張るというばかりではなく、やはり物価も上がるのだったら賃金も上がっていくということが私は必要だと考えておりまして、この議案に対して賛成でございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 58 号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立 6 名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 59 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 38 ページ。

日程第 10、議案第 59 号、令和 6 年度日南町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 59 号、令和 6 年度日南町一般会計補正予算（第 1 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 500 万円ちょうどを追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68 億 5,364 万 7,000 円とする内容でございます。

補正の内容でございますけれども、国の食品アクセス緊急対策事業というところに、それに伴います経費でございます。

日南町で安心して生活できる買物環境を確保するために協議会のほうを設置し、調査、分析や計画策定の業務を委託するものでございます。財源のほうは、国費 10 分の 10 によります事業でございます。

歳入ですが、国庫支出金として 500 万円ちょうど。先ほど申し上げました食品アクセス緊急対策事業に伴います国庫支出金でございます。

歳出ですが、総務費として企画一般管理事務として 500 万円ちょうどです。食品アクセス緊急対策事業に係ります調査分析業務の委託費でございます。どうぞよろしくお

願います。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を行います。

9 番、近藤仁志議員。

○議長（山本 芳昭君） 1 点ほど。この協議会を設置されるということですが、これはさきの中心地域の検討委員会が設けられましたが、それとはどういった関係を持って進められる考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） 基本的には、中心地の検討委員会とは別物というふうにお考えいただけたらと思います。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 10、議案第 59 号、令和 6 年度日南町一般会計補正予算（第 1 号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 59 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 60 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット、人事案件ファイルをお開きください。

日程第 11、議案第 60 号、日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 60 号、日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

日南町教育委員会委員、山脇亜紀は令和 6 年 5 月 13 日に任期が満了となるため、引き続き同人を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定によりまして本議会の同意を求めるものでございます。

日南町教育委員の山脇亜紀の任期が令和 6 年の 5 月 13 日で満了するため、委員の任命について同意を求めるものでございますが、任期のほう令和 10 年 5 月 13 日まででございます。

氏名ですが山脇亜紀ということで、生年月日が昭和 41 年 9 月 30 日生まれ、現在 5

7歳ということであります。学歴的には、昭和62年3月に京都のY M C A学院専門学校のビジネス英語学科の御卒業であります。

主な経歴でございますが、昭和62年4月に台糖ファイザー株式会社のほうに入社、現在はファイザー株式会社でございますが、平成6年3月に同社のほうを退職され、平成19年7月から日南トマト加工株式会社のほうに入社され現在に至っております。

日南町としての関係の紹介でございますけれども、平成26年の7月から平成28年の3月までには行政改革の推進委員でお世話になっておりますし、令和2年5月からは日南町教育委員会の委員として就任をいただいております。また、令和6年4月からは日南町の中心地域整備検討委員会の委員に就任をいただいております。という内容でございます。御承認を賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第11、議案第60号、日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第60号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立全員です。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第12 議員派遣の件

○議長（山本 芳昭君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

今後予定されています議員派遣の件については、報告書フォルダーの議員派遣の件（今後の予定）のとおりです。

お諮りします。議員派遣について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、議員派遣ファイルのとおり決定しました。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。本臨時会に付議された案件は以上をもって全て議了しました。

これをもって会議を閉じ、閉会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、令和6年第3回日南町議会臨時会の会議を閉じ、閉会とします。御協力ありがとうございました。

午前10時04分閉会
